

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 基金は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄付者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他理事長が基金の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金等を受け入れることにより、基金の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断される時

(寄附金等の種類)

第3条 基金が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの

(受入手続)

第4条 寄附金等を基金に寄附しようとする者は、書面にて寄附金の申込みを行う。

2 基金は、前項により寄附金の申込みを受領したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受け入れの決定を行う。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金等の取扱い)

第5条 一般寄附においては、50%を公益目的事業費に、50%を管理費に使用するものとする。

2 特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金または特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状および受領書を寄附者に送付するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 基金は、特定寄附金における事業終了後速やかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 基金は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書等を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第8条 基金が受領する寄附金については、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置きおよび閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。